

第1回 小樽市 歴史的風致維持向上協議会 会議録

<日時・場所>

日時：令和5年8月4日（金） 14時～16時

場所：小樽市庁舎別館3階 第2委員会室

<会議次第>

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 市長挨拶
- 4 議 題
 - (1) 役員選出
 - (2) 小樽市歴史的風致維持向上協議会運営規定について
 - (3) 歴史まちづくり法の概要について
 - (4) 小樽市歴史的風致維持向上計画の策定について
 - (5) 計画策定の方向性について
- 5 その他
- 6 閉 会

<協議会委員>

出席委員：井上委員、小林孝二委員、駒木委員、清水委員、杉本委員、高橋委員、平松委員、
福島委員、齊藤委員、小林絵里委員

欠席委員：田川委員、舟山委員、山本委員

<委員以外の出席者>

事務局：迫市長、建設部松浦部長、山岸次長、新幹線・まちづくり推進室 廣瀬主幹、西野主査、
日下主任、教育部生涯学習課 山澤課長、産業港湾部観光振興室 尾本主査

オブザーバー：国土交通省北海道開発局 事業振興部都市住宅課 中村係長

委託業者：株式会社 KITABA（松田・品田）

<会議録（要旨）>

3 市長挨拶

景観条例の制定、小樽市歴史文化基本構想の策定、日本遺産の取組を行ってきたが、歴史的建造物の老朽化や伝統的活動の後継者不足などが喫緊の課題。そのため、歴史的風致維持向上計画（以下、「歴まち計画」）を策定することとした。協議会への御協力をお願いする。

4 議題

(1) 役員選出について

- ・会長は委員の互選により、副会長は会長の指名により、下記の通り選出。

会長：駒木定正 委員

副会長：小林孝二 委員（職務代理者）、舟山直治 委員

(2) 小樽市歴史的風致維持向上協議会運営規定について

- ・事務局から、資料3の運営規定(案)を提示。協議会の原則公開とともに、開催後に議事の内容等をホームページで公表する旨を説明し、委員の承認を得て決定。

(3) 歴史まちづくり法の概要について

- ・事務局から、資料4-(1)により、歴史まちづくり法の目的、歴史的風致、歴まち計画の制度概要、事業の概要、歴まち計画の認定状況について説明。
- ・事務局から、資料4-(2)により、歴まち計画認定に伴う各種国の支援制度、歴史まちづくり関連税制、法令上の特例措置について説明。

(4) 小樽市歴史的風致維持向上計画の策定について

- ・事務局から、資料5により、歴まち計画に係る取組の経過、歴まち計画の策定、計画策定体制、計画の構成、計画策定スケジュールについて説明。
- ・計画は3省庁（国土交通省、文部科学省、農林水産省）のヒアリングを受けながら作成し、令和5、6年度の2か年での策定を目指す。

(5) 計画策定の方向性について

- ・事務局から、他都市の認定計画書を参考に、歴史的風致の記載方法、歴史的風致と重点区域関係について説明。
- ・事務局から、資料6-(1)、(2)により、現在、想定する4つの歴史的風致「漁業と水産加工業の営み」「都市の発展過程」「地域の祭り」「行楽・観光」について説明。
- ・小樽の場合、歴史的風致の条件となる50年以上の建造物は多数あるが、50年以上の伝統的な活動が薄く、掘り起しが必要。委員からのアドバイスをいただきたい。
- ・事務局から、資料6-(1)、(2)により、今後検討すべきものとして、重点区域、歴史的風致形成建造物の指定候補、事業について説明。

〔委員意見〕

- ・歴史的風致の活動の部分に含まれる無形文化財については、民俗学の舟山委員の意見を伺いたい。
（A委員）
- ・各団体に所属する委員には、産業や鉄道など、そこに従事している人しか分からない情報を教えて

いただきたい。(B委員)

- ・重点区域のエリア内の建物は、何か優遇措置があるのか。(C委員)
→重点区域内の建物は、国の補助金や支援を得ることが可能となる。(事務局)
- ・歴史的建造物の利活用に当たり、歴史的風致の掘り起こしが、後々のブランディングに繋がっていると思う。(C委員)
- ・計画の章、節くらいまで内容を示してもらえると議論しやすい。(A委員)
- ・現代に近い近代の建物が小樽(北海道)の特徴であり、他都市との歴史性の違いを最初から明確に位置付けて策定を進めるべき。(A委員、B委員)
- ・市産業振興課の資料(小樽ものづくりの原動)など、庁内の資料を活用するとよいのではないか。(D委員)
- ・総合計画や都市計画などの上位計画との整合性を図るべき。(D委員)

5 その他

- ・計画の中に無形文化財をどれだけ盛り込めるか、形が見えるものにするかが重要だと思う。(A委員)
- ・構想の中に、自分が関わっているところがたくさんあるので、期待させていただく。(E委員)
- ・重要文化財の活用と小樽の観光を考えると、点から面に回遊させることが重要であり、この計画がきっかけになるとよいと思う。(F委員)
- ・小樽は近代建築の建物が多く点々としているので、点から面で捉えていくことが必要。(G委員)
- ・自分も頑張らないといけない部分なので、よろしくお願ひしたい。(H委員)
- ・歴史的建造物所有者が認定による法制度の特例措置や建築基準法の適用除外などの措置が受けられることを希望する。歴史的風致は一見固いテーマではあるが、面白く正しく情報発信を行うことで、若い人も分かってくれるのではないかと。(C委員)
- ・北海道の立場として、建設部内で情報共有させていただく。(I委員)
- ・北海道教育委員会では、文化財の補助金に関わる業務を行っており、情報共有や御協力させていただく。(J委員)
- ・現在北海道には策定した事例がないので、是非お手伝いさせていただきたい。(オブザーバー)
- ・本年8月30日に1回目の3省庁ヒアリングを予定している。また、次回の協議会の開催は、2回目の3省庁ヒアリングの前となる10月末前後を予定しており、歴史的風致を文章化した計画書の第2章を提示するとともに、重点区域の範囲についても協議したいと考えている。(事務局)